当組合が業務上保有する個人番号の利用目的

１．当組合が個人番号を取り扱う事務の範囲は、以下のとおりとします。

（１）　役職員等（当組合の役職員並びにその配偶者および扶養家族をいう。以下同じ）に係る事務

①　給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務

②　健康保険・厚生年金保険届出事務

③　雇用保険届出事務

④　労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務

⑤　職員等の配偶者に関する国民年金の第３号被保険者の届出事務

⑥　財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄の非課税に関する各種申告、各種届出事務

（２）　顧客等（当組合の個人の顧客および組合員をいう。以下同じ）に係る事務

①　出資配当金の支払に関する法定調書作成・提供事務

②　金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務

③　金融商品取引に関する法定調書作成・提供事務

④　非課税貯蓄制度等の適用に関する事務

⑤　財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄の非課税に関する各種申告、各種届出事務

⑥　預金保険法に基づく名寄せ・税務調査（犯罪調査及び滞納処分のための調査を含む。）・社会保障における資力調査等に関する事務

⑦　預貯金口座付番に関する事務

⑧　公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務

⑨　災害時及び相続時における預貯金口座の情報提供に関する事務

⑩　本人特定事項及び個人番号の正確性の確保に関する事務

（３）　役職員等および顧客等以外の個人に係る事務

①　報酬、手数料等の支払調書作成事務

②　配当、剰余金の分配及び基金利息支払調書作成事務

③　不動産の使用料等の支払調書作成事務

④　不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務

以上